

## 専決処分報告（損害賠償及び和解）

平成30年（2018年）5月17日提出

札幌市長 秋 元 克 広

市長において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

## 記

## 1 訴訟外によるもの

## (1) 損害賠償及び和解

本市は、本市の業務に関して発生した事故33件について、次のとおり損害賠償の額を定め、和解する。

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
1	平成29年12月4日 石狩市在住者	平成29年11月5日、札幌市白石区北郷7条9丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の隆起箇所により損傷したもの	763,200円
2	平成29年12月12日 東京都港区 オリックス自動車 株式会社	平成28年11月2日、札幌市東区北17条東4丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、街路樹に接触し損傷したもの	74,852円
3	平成29年12月22日 札幌市東区在住者	平成29年9月16日、札幌市東区北40条東2丁目において、本市が管理する道路を自転車で走行中の相手方が、当該道路上の穴により転倒し負傷したもの	6,100円

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
4	平成30年1月17日 札幌市西区在住者	平成29年7月12日、札幌市西区琴似3条5丁目において、本市の税務用の自動車相手方の子の運転する自転車に接触し、当該子が負傷するとともに、当該自転車が損傷したもの	159,406円
5	平成30年1月17日 札幌市北区在住者	平成29年11月27日、札幌市北区新琴似9条3丁目において、本市の塵芥車 <small>じんがい</small> が、駐車中の相手方の自動車に接触したもの	54,508円
6	平成30年1月19日 札幌市中央区在住者	平成29年7月28日、札幌市中央区南1条西13丁目において、本市が管理する道路を自転車で走行中の相手方が、破損した縁石から露出した鉄筋により負傷したもの	14,830円
7	平成30年2月1日 札幌市白石区 北海道自動車リース株式会社	平成29年12月25日、札幌市中央区北7条西23丁目において、本市の税務用のリース車が附近住民の植木鉢に接触し、当該リース車が損傷したもの	50,000円
8	平成30年2月3日 札幌市東区在住者	平成30年1月4日、札幌市北区北11条西4丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの	12,938円
9	平成30年2月16日 札幌市中央区 山崎建設工業株式会社	平成29年12月25日、札幌市手稲区曙5条5丁目において、相手方の工事用仮設資材が、本市が管理する緑地の樹木の倒壊により損傷したもの	149,040円

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
10	平成30年2月16日 札幌市手稲区在住者	平成29年12月25日、札幌市手稲区金山2条2丁目において、相手方の住宅の屋根が、本市が管理する公園の樹木の倒壊により損傷したもの	211,680円
11	平成30年2月16日 札幌市手稲区在住者	平成29年12月25日、札幌市手稲区星置2条8丁目において、相手方の住宅の屋根及び壁が、本市が管理する公園の樹木の倒壊により損傷したもの	210,600円
12	平成30年2月22日 江別市在住者	平成30年2月7日、札幌市東区東雁来町において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの	9,704円
13	平成30年2月27日 札幌市北区在住者	平成30年1月5日、札幌市北区新川4条6丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの	7,908円
14	平成30年3月1日 札幌市豊平区在住者	平成29年11月20日、札幌市豊平区月寒東1条7丁目において、相手方の旗竿台が、本市の塵芥車 <small>じんがい</small> の接触により損傷したもの	3,651円
15	平成30年3月6日 札幌市白石区在住者	平成29年5月29日、札幌市白石区川下において、本市が管理する道路排水路の蓋の上で草刈作業中の相手方が、当該蓋が外れたことにより排水路に転落し負傷したもの	145,488円

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
16	平成30年3月7日 札幌市北区在住者	平成30年1月15日、札幌市北区篠路町において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの	20,284円
17	平成30年3月7日 札幌市豊平区在住者	平成30年2月26日、札幌市豊平区月寒東2条19丁目において、相手方の管理するごみステーションが、本市の塵芥車 <small>じんがい</small> の接触により損傷したもの	29,916円
18	平成30年3月9日 東京都千代田区 東京海上日動火災 保険株式会社	平成29年2月13日、札幌市豊平区月寒東2条17丁目において、相手方の行う保険による保険給付を受ける権利を有する者が、本市が管理する道路を自動車で走行中、当該道路上の穴を通過した際の衝撃により負傷したもの（平成29年第3回定例市議会報告第5号 番号45と同一の事故）	313,259円
19	平成30年3月9日 札幌市厚別区在住者	平成30年2月20日、札幌市豊平区羊ヶ丘において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの	4,980円
20	平成30年3月12日 札幌市清田区在住者	平成29年5月7日、札幌市豊平区月寒東3条11丁目において、市立中学校の玄関通路の天井からのガラスの落下により、駐車中の相手方の自動車が損傷したもの	770,324円

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
21	平成30年3月12日 札幌市北区在住者	平成30年2月5日、札幌市東区北11条東5丁目において、本市の福祉業務用のリース車と相手方の自動車が接触したもの	166,706円
22	平成30年3月15日 札幌市白石区在住者	平成30年2月9日、札幌市白石区南郷通8丁目において、本市の清掃パトロール車が、停車中の相手方の自動車に接触したもの	286,553円
23	平成30年3月16日 札幌市南区在住者	平成30年2月24日、札幌市南区川沿6条2丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの	14,256円
24	平成30年3月17日 札幌市白石区在住者	平成30年2月16日、札幌市東区北28条東18丁目において、本市の清掃パトロール車と相手方の自動車が接触したもの	26,179円
25	平成30年3月18日 岩見沢市在住者	平成30年2月27日、札幌市南区南30条西8丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの	4,860円
26	平成30年3月19日 札幌市北区在住者	平成30年2月24日、札幌市北区新琴似10条10丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの	10,510円
27	平成30年3月20日 札幌市北区在住者	平成30年2月24日、札幌市北区新琴似10条10丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの	8,748円

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
28	平成30年3月25日 札幌市南区在住者	平成30年2月23日、札幌市南区川沿6条2丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの	4,881円
29	平成30年3月27日 東京都千代田区 東京海上日動火災 保険株式会社	平成28年9月12日、札幌市豊平区平岸4条10丁目において、本市の動物捕獲業務用の自動車と相手方の行う保険による保険給付を受ける権利を有する者の運転する自動車が接触したもの (平成29年第2回定例市議会議案第18号及び平成30年第1回定例市議会議案第47号と同一の事故)	913,349円
30	平成30年3月29日 札幌市豊平区在住者	平成30年2月25日、札幌市豊平区豊平2条10丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの	6,360円
31	平成30年3月29日 札幌市東区在住者	平成30年2月28日、札幌市北区北17条西6丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの	4,712円
32	平成30年4月2日 札幌市豊平区在住者	平成30年3月17日、札幌市清田区北野3条1丁目において、本市が管理する道路から店舗の駐車場に入ろうとした相手方の自動車が、浮き上がった歩道の縁石に接触し損傷したもの	44,928円

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
33	平成30年4月11日 札幌市手稲区在住者	平成30年2月27日、札幌市北区北17条西6丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの	6,393円

(2) 和解

本市は、本市の業務に関して発生した事故3件について、次のとおり和解する。

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	和解の概要
1	平成29年12月21日 札幌市東区在住者	平成29年12月19日、札幌市東区伏古11条3丁目において、本市の税務用のリース車と相手方の自動車が接触したもの	相手方と本市は、それぞれ自らの損害を負担する。
2	平成30年2月1日 札幌市西区在住者	平成29年11月28日、札幌市西区琴似2条7丁目において、本市の福祉業務用のリース車と相手方の自動車が接触したもの	相手方は、本市に対して、金132,506円を支払う。
3	平成30年3月12日 札幌市厚別区 札幌交通株式会社	平成30年2月23日、札幌市中央区北4条西7丁目において、本市の土木業務用のリース車と相手方の自動車が接触したもの	相手方と本市は、それぞれ自らの損害を負担する。

## 2 訴訟によるもの

本市は、損害賠償請求事件2件について、次のとおり損害賠償の額を定め、和解する。

番号	専決処分年月日 事 件 名	相手方	和解の概要
1	平成30年2月28日 札幌地方裁判所 平成29年（ワ）第221号 損害賠償請求事件	札幌市厚別区 在住者1名	平成27年5月25日、札幌市立小学校において、運動会競技の一つである騎馬戦の練習授業中に相手方が騎馬から落下し右肘内側側副靭帯断裂の傷害を負った事故について、本市は、相手方に対し、和解金として900,000円の支払義務があることを認める。
2	平成30年3月30日 札幌地方裁判所 平成29年（ワ）第1733号 損害賠償請求事件	札幌市東区 忠和ビルサー ビス株式会社	平成29年4月21日、札幌市北区北8条西1丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷した事故について、本市は、相手方に対し、和解金として165,000円の支払義務があることを認める。